

快適な住環境の創出

◆ 中心市街地定住支援事業

【住宅課】

1 事業の目的

中心市街地は、都市機能の郊外分散化などにより空洞化が進んでいることから、居住人口の減少に歯止めをかけ、中心市街地を賑わいと魅力ある快適な住空間とするため、都心部への定住を促進する。

2 事業概要

- ・ 若年夫婦世帯家賃補助制度
区域内の民間賃貸住宅に転居・転入する若年夫婦世帯に対し家賃の一部の補助
資格要件：夫婦とも40歳未満，世帯全員の所得月額が43万円以下 等
補助内容：補助金 実質家賃額の1/2（3万円上限）
補助期間 5年（5年終了時，義務教育中の子がいる場合3年延長可）
- ・ 地域優良賃貸住宅供給促進事業
区域内に建設する場合，建設費の上乗せ補助（10,000円／㎡）の実施等

3 事業スケジュール

- 平成14年度～ ・ 地域優良賃貸住宅における建設費上乗せ補助開始
- 平成17年度～ ・ 若年夫婦世帯家賃補助制度開始
- 平成21年度以降 ・ 新たな定住促進策の構築

◆ 住宅耐震化支援

【建築指導課】

1 事業の目的

地震災害による被害を最小限に抑えるため，住宅の耐震化を促進する。

2 事業概要

- ・ 補助事業
木造住宅耐震診断補助金 費用の2/3以内で，上限10万円を補助
木造住宅耐震改修補助金 費用の1/2以内で，上限60万円を補助
- ・ 普及啓発事業
広報紙，市ホームページ，リーフレット等による普及啓発
耐震アドバイザー派遣事業による普及啓発

3 事業スケジュール

- 平成18年度 ・ 木造住宅耐震診断補助制度開始
- 平成19年度 ・ 木造住宅耐震診断補助額拡大（上限5万円→10万円）
 - ・ 宇都宮市建築物耐震改修促進計画策定
 - ・ 木造住宅耐震改修補助制度開始
- 平成20年度 ・ 木造住宅耐震改修補助額拡大（上限30万円→60万円）
 - ・ 耐震アドバイザー派遣事業開始